

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、多彩なコンテンツ/サービス事業を展開しているスクウェア・エニックス・グループを統括する純粋持株会社であり、迅速、透明かつ健全な経営体制のもと、株主・顧客・取引先・従業員・社会等当社が関わるすべてのステークホルダーの利益を尊重し、良好な関係性を維持することが、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値最大化の実現に必要なものと認識しております。そのため、当社は、コーポレート・ガバナンスの充実・強化が重要な経営課題であると認識しており、グループとして継続的に取り組んでおります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

当社は、2018年6月1日に公表された改訂コーポレートガバナンス・コードの原則の全てを実施しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4:政策保有株式】

当社は現在、政策保有を目的とした株式を保有しておりません。

【原則1-7:関連当事者間の取引】

当社は、取締役との間の利益相反取引については会社法の定めを遵守し、取締役会における事前の承認及び事後報告を行います。また、取締役以外の役員や主要株主等との取引についても同様の手続を要することとしています。

【原則2-6:企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、企業年金を導入しておりません。

【原則3-1:情報開示の充実】

(1) 経営理念、経営戦略及び経営計画

当社は、「企業理念」及び「経営指針」を当社ホームページにおいて開示しています。

<http://www.hd.square-enix.com/jpn/company/philosophy.html>

当社の経営戦略及び経営計画について、当社ホームページ、アニュアルレポート、有価証券報告書、定時株主総会の招集ご通知、決算短信及び決算説明会資料等において随時開示しております。

また、当社は、上記の経営理念、経営戦略及び経営計画について当社ホームページやアニュアルレポート等で英訳開示も行っております。

(2) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書I(コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報)「1. 基本的な考え方」に記載のとおりです。当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施することが当社の企業価値を向上させるものと考えており、すべての原則について実施しております。

(3) 取締役の報酬

取締役の報酬決定の方針と手続は、本報告書II(経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況) - 1(機関構成・組織運営等に係る事項)【取締役報酬関係】中の「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載のとおりです。

(4) 取締役候補指名に関する方針と手続

当社の取締役候補者の指名基準と決定プロセスについては以下のとおりです。

・取締役指名基準

1. 性別・国籍等の個人の属性にかかわらず、以下の基準を満たす人物を候補者とする。

(a) 取締役(監査等委員である取締役を除く)については、豊富な企業経営の経験・知識、高い専門性及び見識を有すること。

監査等委員である取締役については、財務・会計・法務・経営等専門分野における幅広い経験・見識を有すること。

(b) 当社の企業理念、経営指針の精神を理解・実践し、当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上に貢献できること。

(c) 取締役相互の牽制・監視機能の強化に資し、取締役会の実効性確保に貢献できること。

2. 一般株主の利益を取締役会へ直接反映させるため、社外取締役を2名以上選任する。監査等委員である取締役については、その過半数を社外取締役とし、財務・会計に関する適切な知見を有する者が1名以上選任されるように考慮する。

3. 社外取締役は、会社法に定める社外取締役の要件及び金融商品取引所が定める独立性基準を満たすものとする。

・取締役候補者決定プロセス

1. 代表取締役社長は、取締役指名基準に基づき、候補者案を策定し、「報酬・指名委員会」に付託する。

2. 報酬・指名委員会は、候補者案の審議を行い、取締役会に対して審議結果を報告する。

3. 取締役会は、報酬・指名委員会の報告に基づき、候補者案を審議・決定する。なお、監査等委員である取締役候補者については、監査等委員会の同意を得るものとする。

なお、取締役の解任(不再任を含む。)の判断基準は以下のとおりとし、該当した場合、報酬・指名委員会で解任の要否を審議のうえ取締役会に

て決定するものとします。

1. 法令及び定款に違反する行為又はその恐れのある行為があったこと
2. 当社グループに多大な損失を生じさせ、業績を著しく悪化させたこと
3. 取締役指名基準の各要件を欠くことが明らかになったこと
4. その他、取締役指名基準に合致しないと認められる事由があること

(5) 個々の取締役の選任に関する説明

当社は、定時株主総会の招集ご通知において、取締役候補者の経歴の詳細等、選任に際して重視した事項を個別に開示しております。社外取締役の選任理由は、本報告書II(経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況) 1(機関構成・組織運営等に係る事項)の中の[取締役関係](会社との関係(2))に記載しております。

[補充原則4-1(1):経営陣への委任の範囲]

当社は、取締役会並びに業務執行取締役及び執行役員等の経営陣の権限分配について、当社定款、「取締役会規程」及び「職務権限・業務分掌規程」に明瞭かつ客観的に規定しております。取締役会は、会社法等の法令により取締役会決議事項とされるもののほか、経営計画、事業計画及び予算等の職務権限・業務分掌規程に定める経営上重要な事項について審議・決定しており、それ以外の業務執行権限については、同規程に基づき、経営陣へ個別に委譲しております。

[原則4-9:独立社外取締役の独立性判断基準及び資質]

当社は、会社法に定める社外取締役の要件及び金融商品取引所が定める独立性基準を満たす者を独立社外取締役としております。

[補充原則4-11(1):取締役会全体のバランスと選任方針・手続]

当社は、取締役会における的確かつ迅速な意思決定と適切な業務執行の監督、取締役相互の牽制・監視を確保するため、取締役会全体として多様な専門能力、知見が担保されるようにしております。また、一般株主の利益を取締役会へ直接反映させるため、独立社外取締役を2名以上選任することとしております。

なお、取締役の選任については、【原則3-1:情報開示の充実】「(4)取締役候補指名に関する方針と手続」に記載しており、併せてご参照下さい。

[補充原則4-11(2):取締役の兼任]

当社は、毎年、定時株主総会の招集ご通知において取締役の兼任状況を記載しております。

[補充原則4-11(3):取締役会全体の実効性についての分析評価]

2018年3月期に係る当社の取締役会の運用状況は以下のとおりであります。また、取締役及び監査役に対し、質問票によるアンケートを実施した結果、当社の取締役会の実効性について肯定的な評価を得ております。これらのことから、当社の取締役会は、実効的に機能しております。

・取締役会を原則として月1回開催し(2018年3月期:16回開催)、適時に必要な事項につき審議・決定を行っている。

・いずれの取締役・監査役の出席率も高く(2018年3月期出席率:取締役4名・監査役3名が100%、取締役2名が93.7%)、また取締役会においては、十分な審議時間を確保して活発な議論を行っている。

・取締役会における審議の結果、議案修正・再検討が決議されることもあり、取締役会による業務執行に対する規律が機能している。

当社は、取締役会構成員の意見を適時に徴しつつ、取締役会の実効性向上に努めてまいります。

[補充原則4-14(2):取締役に対するトレーニングの方針]

当社は、当社の費用負担において、取締役に対し、職務遂行上必要となる法令知識の習得や当社グループの事業・組織体制を理解する機会や研修の機会を提供するため、以下のような施策を講じております。

- ・新任取締役に対する各部門の責任者からの事業・業務内容の説明。
- ・社外取締役と経営陣幹部との個別面談等の交流の実施。
- ・アナリスト・レポート等の当社事業に関する客観情報の随時提供。
- ・業界団体の開催する展示会・カンファレンス等への参加機会の提供。
- ・重要な法改正等についての顧問弁護士による解説。

[原則5-1:株主との建設的な対話に関する方針]

当社における株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針は、以下のとおりです。

・代表取締役社長の統括のもと、経営企画部門が株主との対話及びIRの担当部門として、経営陣、経理部門、法務部門、事業部門等関連部門と連携しながら、株主・投資家との対話を推進しております。

・半期毎の決算説明会、随時開催のスマールミーティング等、株主や投資家向けの説明会を定期的で開催しております。

・海外におけるIRミーティングも定期的で開催しております。

・アニュアルレポートの発行、ホームページにおける情報開示等、株主・投資家への情報提供に注力し、株主や投資家からの面談希望や取材に対しても、積極的に対応しております。

・株主との対話活動やIRの内容、株主から寄せられた意見や懸念については、社長及び取締役会へ報告し、情報共有を図っております。

・社内に最重要機密情報管理委員会及び情報取扱責任者を設けてインサイダー情報を集約して管理したうえ、株主との対話に際しても、これを不用意に伝えることのないよう、インサイダー情報を厳格に管理しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

30%以上

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
福嶋康博	23,626,020	19.81
株式会社福嶋企画	6,763,695	5.67
JP MORGAN CHASE BANK 380752	6,448,300	5.40
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	5,357,100	4.49
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	4,510,600	3.78

MSCO CUSTOMER SECURITIES	2,964,812	2.48
MSIP CLIENT SECURITIES	2,630,805	2.20
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	2,307,500	1.93
DNB BANK ASA - VERDI PAPIRFONDET DNB TEKNOLOGI	2,286,600	1.91
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW	2,207,572	1.85

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明 [更新](#)

・2018年6月21日付で、インベスコ・アセット・マネジメント株式会社から関東財務局長宛てに大量保有報告書(変更報告書)が提出されております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	16名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	6名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	6名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
山村 幸広	他の会社の出身者													
西浦 裕二	他の会社の出身者													
小川 正人	他の会社の出身者													
小林 諒一	他の会社の出身者													
松田 隆次	弁護士													
豊島 忠夫	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山村 幸広				経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、取締役の職務執行に対する監督・牽制機能を担ってきた実績があるため、社外取締役に選任しており、また一般株主と利益相反を生じるおそれのない方であるため独立役員に指定しております。

西浦 裕二				経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、取締役の職務執行に対する監督・牽制機能を担ってきた実績があるため、社外取締役に選任しており、また一般株主と利益相反を生じるおそれのない方であるため独立役員に指定しております。
小川 正人				経営全般における豊富な経験と幅広い見識を有しており、取締役の職務執行に対する監督・牽制機能を担っていただくため、社外取締役に選任しており、また一般株主と利益相反を生じるおそれのない方であるため独立役員に指定しております。
小林 諒一				経営全般における豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社社外監査役としての豊富な経験と実績があります。取締役の職務執行に対する監視・監査機能を担っていただくため、監査等委員である社外取締役に選任しており、また一般株主と利益相反を生じるおそれのない方であるため独立役員に指定しております。
松田 隆次				弁護士の資格を有するとともに、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、当社社外監査役としての豊富な経験と実績があります。取締役の職務執行に対する監視・監査機能を担っていただくため、監査等委員である社外取締役に選任しており、また一般株主と利益相反を生じるおそれのない方であるため独立役員に指定しております。
豊島 忠夫				公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、当社社外監査役としての経験と実績があります。取締役の職務執行に対する監視・監査機能を担っていただくため、監査等委員である社外取締役に選任しており、また一般株主と利益相反を生じるおそれのない方であるため独立役員に指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

当社は、内部監査部門に所属する者を監査等委員会の職務を補助すべき使用人としております。当該使用人の業務執行取締役からの独立性を確保する為、監査等委員会の職務を補助するに際しては、内部監査部門に所属する者は監査等委員会の指揮命令のみに従うものとし、内部監査部門の長の任命・異動・懲戒等の人事権に関する事項の決定については、監査等委員会の同意を要するものとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会と会計監査人の連携状況

各四半期及び本決算時の年4回、報告及び意見交換を行う他、適宜、意見交換の場を設定し、その内容を監査業務に反映いたします。

監査等委員会と内部監査部門の連携状況

内部監査部門は監査等委員会に対し定期的に業務監査内容についての報告を行うとともに、常時、意見交換を行い、その内容を監査業務に反映いたします。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	報酬・指名委員会	5	0	1	4	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬・指名委員会	5	0	1	4	0	0	社内取締役

補足説明

当社は、役員報酬及び取締役候補者の決定に係る客観性と透明性を確保するため、社外取締役及び代表取締役社長を構成員とする「報酬・指名委員会」を任意で設置し、役員報酬制度の基本方針及び取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個別報酬額並びに取締役候補者の指名基準を、当該委員会において決定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	6名
---------	----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全員独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入
---	-----------------------------

該当項目に関する補足説明 更新

当社の代表取締役社長に対しては、固定報酬と業績に連動する報酬からなる業績連動型の金銭報酬を支給しております。当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対して、業績向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めるためのインセンティブを与えることを目的とし、職務執行の対価として、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を付与しております。このほか、当社従業員並びに子会社の取締役及び従業員に対して、業績向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めるためのインセンティブを与えることを目的とし、職務執行の対価として、ストックオプションとしての新株予約権を付与しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員
-----------------	---------------------------------

該当項目に関する補足説明 更新

2018年9月30日現在の新株予約権の付与人数と付与個数は、以下のとおりであります。
 ・株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権：取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名に対して1,154個(115,400株)
 ・ストックオプションとしての新株予約権：当社従業員並びに子会社の取締役及び従業員26名に対して4,442個(444,200株)

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	一部のものだけ個別開示
-----------------	-------------

該当項目に関する補足説明

2018年3月期における当社の取締役6名(うち社外取締役2名)の報酬総額は、463百万円(うち社外取締役に対しては30百万円)であります。なお、連結報酬等の総額が100百万円以上である役員は、代表取締役社長松田洋祐(255百万円)、取締役Philip Timo Rogers(連結子会社からの報酬も含み116百万円)及び、取締役本多圭司(104百万円)の3名であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

当社の役員報酬制度の基本方針と決定プロセスは、以下のとおりです。なお、当社は、役員報酬制度の客観性と透明性を確保するため、社外取締役及び代表取締役社長を構成員とする「報酬・指名委員会」を任意で設置し、役員報酬制度の基本方針及び取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個別報酬額を、当該委員会において決定しております。

・役員報酬制度の基本方針

1. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬については、業績との連動強化、株主利益と報酬の連動を図り、中長期的企業価値創造を引き出すインセンティブ志向の報酬体系であることとし、基本報酬である金銭報酬と株式報酬から構成される。
2. 監査等委員である取締役の報酬については、経営に対する独立性に鑑み、金銭報酬のみとする。
3. 個別の報酬額については、株主総会で承認された報酬枠内において、毎年の業績及び各取締役の職責・業績への貢献度、過去の支給実績、優秀な人材確保への配慮、適切な比較対象となる他社の報酬水準の動向及び経済情勢等を総合的に勘案し決定される。

・取締役報酬の決定プロセス

1. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個別報酬額は、役員報酬制度の基本方針に基づき、報酬・指名委員会が決定する。かかる決定に基づき、代表取締役社長が最終決裁する。
2. 監査等委員である取締役の個別報酬額は、役員報酬制度の基本方針に基づき、監査等委員である取締役が協議し、決定する。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役に対しては、代表取締役社長より、会社の重要事項を適宜報告し、意見交換を行っております。また、経営陣幹部との情報交換・意見交換の機会を適宜設けております。また、適時、業務担当者より直接、報告し、意見交換を行っております。さらに、監査等委員である社外取締役に対しては、常勤監査等委員より、会社の重要事項を適宜報告し、意見交換を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

(1) 当社は、企業統治の一層の充実を図ることを目的に、2018年6月22日開催の第38回定時株主総会の決議を経て、監査等委員会設置会社に移行いたしました。社外取締役のみで構成する監査等委員会を設置することにより、経営に対する監査・監督機能の強化を図ります。

さらに、経営と執行の分離を明確にするため、取締役会は社外取締役を中心とした構成としてモニタリング機能を強化する一方、重要な業務執行の決定につき取締役会から取締役委任できるような定款に規定したうえで、業務執行権限を代表取締役に集約し、業務執行の効率化・迅速化を図る体制を整備しております。

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名（うち社外取締役3名）及び監査等委員である取締役3名（全員社外取締役、うち常勤1名）が在任しており、社外取締役全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定しております。また、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は1年、監査等委員である取締役の任期は2年としております。

取締役会は、原則として月1回開催し、各取締役による検討・意見交換などにより相互牽制機能を十分に高めつつ、活性化が図られております。

(2) 監査等委員会は、原則として月1回開催し、監査計画に基づいて内部統制システムを活用して組織的な監査・監督をいたします。

当社は、会社法に基づく会計監査人及び金融商品取引法に基づく会計監査人に新日本有限責任監査法人を起用しており、独立の第三者として会計監査を受け、またその職務が円滑に遂行されるように努めております。業務を執行した公認会計士は、以下の通りであります。

・業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員業務執行社員：柴田憲一、金野広義

・会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士13名、会計士補等21名

監査等委員会と監査法人との相互連携については、各四半期及び本決算時の年4回、報告及び意見交換を行うほか、適宜、意見交換の場を設定し、その内容を監査業務に反映します。

なお、これらの監査については、取締役会及び内部統制委員会等を通じて内部統制部門の責任者に対して適宜報告がなされております。

当社の社外取締役は6名であり、当社と各社外取締役との間に特別の利害関係はありません。

社外取締役と、内部監査部門及び監査法人との相互連携については、取締役会、監査等委員会及び内部統制委員会等において適宜報告及び意見交換がなされております。

(3) 当社は、役員報酬及び取締役候補者の決定に係る客観性と透明性を確保するため、社外取締役及び代表取締役社長を構成員とする「報酬・指名委員会」を任意で設置し、役員報酬制度の基本方針及び取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個別報酬額並びに取締役候補者の指名基準を、当該委員会において決定しております。

(4) 当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、各氏とも10百万円又は法令が定める額のいずれか高い額としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、企業統治の一層の充実を図ることを目的に、2018年6月22日開催の第38回定時株主総会の決議を経て、監査等委員会設置会社に移行いたしました。社外取締役のみで構成する監査等委員会を設置することにより、経営に対する監査・監督機能の強化を図ります。

さらに、経営と執行の分離を明確にするため、取締役会は社外取締役を中心とした構成としてモニタリング機能を強化する一方、重要な業務執行の決定につき取締役会から取締役委任できるような定款に規定したうえで、業務執行権限を代表取締役に集約し、業務執行の効率化・迅速化を図る体制を整備しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	投資家のニーズに対応し、法定スケジュール(2週間前までに発送)よりも前倒しで発送しております(本年は3週間前)。
集中日を回避した株主総会の設定	法定要件を満たしたうえで、可及的速やかに株主総会の目的事項を決定し、日程調整を行った結果、集中日より前に株主総会を開催することとなっております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットを通じた議決権行使を受け付けております。また「議決権行使プラットフォーム」にも参加しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	「議決権行使プラットフォーム」に参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知、株主総会参考書類及び事業報告並びに計算書類のうち重要な部分を抄訳し、当社ホームページに掲載しております。
その他	取締役会での株主総会招集の決議後速やかに、招集通知の発送に先立って、当社ホームページに招集通知を掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページ上に情報公開方針を公開しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	定時株主総会の終了後、個人投資家の皆さまとの対話を目的としたIRカンファレンスを開催しております。説明は代表取締役社長及び子会社取締役が行っております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期決算毎に説明会又は電話会議方式により開催し、代表取締役社長及び最高財務責任者より説明を行っております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	海外ロードショーを実施し、代表取締役社長及び経営企画部門責任者より説明を行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、決算説明会資料(代表取締役社長の説明内容も掲載)、有価証券報告書、アニュアルレポート、株主総会招集通知、株主総会概要(質疑内容等)、議決権行使結果などを掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部門にて担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「行動規範」、「IRポリシー」及び「情報公開方針」を策定し、当社ホームページに掲載しております。

環境保全活動、CSR活動等の実施

環境保護への取り組みとして、当社はパッケージゲームのダウンロード販売を促進することにより、パッケージ商品の物流に伴う排出ガスの削減、マニュアルやゲームパッケージの電子化による資源の節約などに取り組んでおります。さらに、パッケージ商品においても、リサイクル可能な素材を使用するなど、環境への負荷を最小限に留める事業活動に努めております。

社会的責任への取り組みとして、当社は、お客様が安心して遊べるように、日本国内で販売される家庭用ゲームソフトを対象としたレーティング制度を遵守しています。レーティング制度は、特定非営利活動法人コンピュータエンターテインメントレーティング機構(CERO)が実施し、ゲームの表現内容に基づいて対象年齢を表示しております。また、当社は、当社が加盟する業界団体である一般社団法人コンピュータエンターテインメント協会(CESA)が制定した「ネットワークゲームにおけるランダム型アイテム提供方式運営ガイドライン」を遵守し、有料ガチャ(金銭もしくは金銭で購入できる仮想通貨を直接の対価として行うことができるランダム型アイテム提供方式)で提供されるアイテムについて、全てのアイテムとそれらの提供割合を表示することによって、お客様の購入判断に役立てていただいております。このように、当社は法令や業界ガイドラインを遵守して、お客様により安心・安全なゲームプレイ環境とサービスを提供しております。

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定

「IRポリシー」及び「情報公開方針」を策定し、当社ホームページに掲載しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

取締役会において、決議した以下の「内部統制システム構築に関する基本方針」を維持・推進することで、監査・監督機能の徹底を図り、業務執行が法令及び定款に適合することを確保しております。

「内部統制システム構築に関する基本方針」

1. 当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、当社及び当社子会社（以下「グループ会社」といい、当社と併せて「当社グループ」という。）の企業理念を実現するため、法令、定款、社会規範、企業倫理等の遵守に関する基本方針として「行動規範」を策定し、当社グループの役員及び使用人に周知徹底する。
- (2) 当社及び主要なグループ会社は、「内部統制委員会」を設置し、当社グループにおける法令遵守及びリスク管理の取り組みを横断的に統括する。
- (3) 当社及び主要なグループ会社は、業務執行部門とは独立した内部監査部門を設置し、法務部門等と連携して内部監査を実施する。
- (4) 当社及び主要なグループ会社は、内部通報制度を整備し、不正行為等の早期発見、通報及び未然防止を図る。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 当社は、「文書管理規程」、「営業秘密管理規程」及び「情報システム基本規程」を制定し、取締役会等の議事録、稟議書その他職務の執行に係る文書（電磁的記録を含む。）の適切な保存及び管理を図る。
- (2) 当社の取締役は、必要に応じてこれらの情報を閲覧することができる。

3. 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、「危機管理規程」を制定し、当社グループにおける危機発生の予防に重点を置いたりリスク管理の徹底を図るとともに、万一危機事態が発生した場合における情報の伝達方法及び危機事態に対処する推進体制を明確化する。
- (2) 当社の内部監査部門は、主要なグループ会社におけるリスク管理の実施状況を監査し、監査結果を内部統制委員会に報告する。

4. 当社の取締役及び当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社の取締役は、当社の経営、及びグループ会社に対する管理監督機能に専念することとし、グループ会社の経営効率化・迅速化の観点から、グループ会社の取締役に対し、その職務執行の意思決定に係る権限を一定範囲で委譲する。委譲する意思決定権限は、「職務権限・業務分掌規程」において明確に定める。
- (2) 当社は、情報システム全般を統制する「情報システム運営委員会」を設置する。また、当社グループにおける情報システムの管理及び運営方法を明確に定めた「情報システム基本規程」を制定し、情報システムを活用した職務執行の効率化を図る。

5. 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制その他の当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、「関係会社管理規程」を制定し、グループ会社に対し、当該会社の当社グループにおける重要性及び会社規模に応じた適正な管理・監督を行う。
- (2) 当社は、当該規程に基づき、グループ会社の経営状況その他の重要な情報について報告を求めるとともに、主要なグループ会社においては、月次及び随時の報告会を開催するなどの方法により、グループ会社の経営状況を適時把握し、必要な措置を適時的確に行うことを可能とする。

6. 当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

当社は、内部監査部門に所属する者を監査等委員会の職務を補助すべき使用人とする。

7. 前号の使用人の当社の監査等委員でない取締役からの独立性及び当社の監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査等委員会の職務を補助するに際しては、内部監査部門に所属する者は監査等委員会の指揮命令のみに従うものとする。
- (2) 内部監査部門の長の任命・異動・懲戒等の人事権に関する事項の決定については、監査等委員会の同意を要するものとする。

8. 当社の監査等委員会への報告に関する体制

- (1) 当社グループの役員及び使用人は、当社の監査等委員会から業務の執行状況について報告を求められた場合、遅滞なく当社の監査等委員会に報告する。また、当社グループに著しい損害を及ぼした事実又は及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、直ちに当社の監査等委員会に報告する。
- (2) 当社の内部監査部門は、主要なグループ会社における監査結果について適時、当社の監査等委員会に報告する。
- (3) 当社は、常勤監査等委員を通報窓口とする内部通報制度を整備し、当社及びグループ会社の役員及び使用人から直接当社監査等委員会へ通報する機会を確保する。
- (4) 当社は、監査等委員会への報告を行った当社及びグループ会社の役員及び使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として、不利益な取り扱いを行うことを禁止する。

9. その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、常勤監査等委員が、取締役会のほか、重要な会議へ出席することを通じて、取締役及び使用人と定期的に意見交換を行う機会を確保する。
- (2) 当社は、監査等委員が、重要な会議の議事録、契約書、稟議書及び会計情報等を随時閲覧できる体制を整備する。
- (3) 当社は、監査等委員が、監査等委員会の職務の執行に関し、費用の前払、償還等、当社へ負担の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、当該費用又は債務を負担する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力に対しては、従来から対応部門を定めて組織的に、毅然とした態度で対処し、一切の関係を排除することとしております。その主体性を担保するため、取引先との契約書には、反社会的勢力との関係がないことを、誓約する条項を設けております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

現在の適時開示に関する社内体制の状況については、次のとおりであります。

当社は、投資家の皆様に対し有用な情報をお届けするために、適時・適正な情報開示を行うことを基本方針としております。具体的には、金融商品取引法及び東京証券取引所の定める「適時開示規則」に従って、投資判断に重要な影響を与える情報については適時開示を行い、それ以外の情報についても、当社を理解していただく上で有用と判断されるものについては、積極的に開示を行っております。

当社は、当社グループの業績や将来性に対して理解を得るため、社長自らが情報を発信し、適時・適正な情報開示を積極的に行っております。具体的には、年2回（第2四半期決算及び本決算の発表時）開催する決算説明会、国内外IRロードショー、個人株主の皆様との対話の場であるIRカンファレンス等において、社長自らがスピーカーとなり、積極的な情報発信を行っております。

適時開示に関係する主な部署としては、決算、予算管理、資金管理等に関する業務を行う経理財務部門、重要会議の事務局事務、規程管理、株式事務、経営計画策定、関係会社管理、IR等に関する業務を行う経営企画部門があります。

開示資料の作成・公表については監査部門の内部監査の対象となっており、その適法性・適正性について定期的にチェックが行われております。

有価証券報告書及び会社法計算書類は経理財務部門、東京証券取引所に対する開示資料は経営企画部門が各々作成・提出の責任部署となっております。担当各部署で作成・チェックされた原稿を上記責任部署が収集し、開示資料としてとりまとめ、提出いたします。

作成された資料原稿は、各部署によって重複チェックされた後、取締役会に付議されます。決算数値は取締役会の承認を経て、その後直ちに情報取扱責任者である最高財務責任者の指示で適時開示されます。

決定事実及び発生事実の適時開示については、経理財務部門の協力のもとに、経営企画部門が行っております。

決定事実は、「職務権限・業務分掌規程」に定める決裁権限に従って、所定の意思決定機関又は決裁権者によってその決議又は決裁が行われます。

これらの過程で把握された決定事実は、経営企画部門長が情報取扱責任者である最高財務責任者と協議のうえ、東京証券取引所の定める「適時開示規則」に基づき、適時開示の要否と方法について検討を行います。

検討の結果、適時開示の必要を認めた場合、経営企画部門長は関係各部署に開示資料作成の指示を行います。

作成された開示資料は、重複的なチェックを経て完成し、経営企画部門長の指示によって適時開示されます。

また、社内各部門において重要な発生事実が把握された場合、当該発生事実を把握した部門の部門長より、直ちに社長及び経営企画部門長に状況が報告され、経営企画部門長が社長、情報取扱責任者である最高財務責任者との協議の上、東京証券取引所の定める「適時開示規則」に基づき、適時開示の要否と方法について検討を行います。

今後、事業の規模・領域の急速な拡大により、決定事実・発生事実とも多様化することが予想されるため、意思決定過程及びチェック体制の見直しを継続的に行い、適正な適時開示が維持されるよう努めてまいります。

